

大内東小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ対策委員会

① 「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会」（定期開催）を組織する。

ア 委員

校長、教頭、教務主任、学級担任、児童指導主任、学習指導主任、教育相談担当（養護教諭）

イ 実施する取組

i 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・いじめに関する意識調査
- ・集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制の評価
- ・校内研修会の企画・立案
- ・要配慮児童への支援方針決定
- ・S C、市心理相談員との連携・情報共有

ii 早期発見対策

- ・毎月のいじめ調査、年2回の教育相談（個人懇談）等の実施と情報の共有
- ・いじめの状況を把握するためのQ-U調査（年2回）の実施と結果分析・情報共有
- ・情報交換による児童の状況の把握と情報の共有 等

② いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のための「いじめ認知時の対応に係る委員会」（随時開催）を組織する。

ア 委員

校長、教頭、教務主任、学級担任、児童指導主任、学習指導主任、教育相談担当（養護教諭）、道徳教育推進教員、特別支援教育担当、人権教育主任、必要に応じて外部専門家（S C、心理相談員）

イ 実施する取組

i 調査方針、分担等の決定

- ・目的の明確化
- ・行動の優先順位の決定
- ・関係のある児童への事実関係の聴取・・・該当児童担任、児童指導主任
- ・緊急アンケートの実施・・・教育相談担当（養護教諭）
- ・保護者への連絡（複数の教員で丁寧に対応）・・・該当児童担任、児童指導主任、教頭
- ・真岡市教育委員会への報告・・・教頭
- ・関係機関への連絡（必要に応じて、警察、児童相談所、人権擁護機関、医療機関、芳賀教育事務所等）など・・・教頭、児童指導主任

ii 指導方針の決定、指導体制の確立（「緊急対策部会」）

- ・学校、学級への指導、支援
- ・被害者、加害者等への指導、支援
- ・観衆、傍観者等への指導、支援
- ・保護者との連携
- ・真岡市教育委員会との連携
- ・関係機関との連携
- ・地域（民生委員等）との連携

(2) 校内研修

① いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年に複数回実施する。

② いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) いじめの起こらない学校づくり

○ 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努めるとともに、いじめに向かわない態度・能力の育成等の「いじめが起きにくい」「いじめを許さない」環境づくりに努める。

ア 学業指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授

業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ 道徳教育の充実

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
- ・「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

ウ 特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・児童の主體的な活動を推進し、達成感や満足感を味わわせることにより自己有用感を培う。

エ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・児童一人一人が、いじめは重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを理解した上で、他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

オ 保護者・地域との連携

- ・「いじめ防止基本方針」について周知するとともに、いじめの問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。（保護者会、学校評議員会、就学時健康診断等）
- ・学校のホームページ、学校だより等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(2) 指導上の留意点

- ① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
- ② 発達障害を含む障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の支援計画を活用した情報共有を行いつつ、児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ③ 海外から帰国した児童、外国人の児童などの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、被災児童については、全教職員が児童の置かれている困難な状況や背景について十分に共通理解し、適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

(3) ネットいじめへの対応

- ① 児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ア 掲示板やブログ、動画掲載サイト等に個人情報やむやみに掲載しないこと。
 - イ 有害サイトにアクセスしないこと。
 - ウ インターネットを介した他人への誹謗・中傷は絶対にしないこと。
- ② 児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるとともに、情報モラルを身に付けさせるための教育を充実させる。
- ③ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

- ① 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ① 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ア いじめの相談・通報を受け付ける窓口の設置（教育相談係＝養護教諭）
 - イ 相談箱の設置（保健室廊下）
- ② 教育相談強化週間（6月・10月）を設置し、学級担任が児童一人一人の悩みや問題点を早期に発見し、解決を図るための援助ができる環境づくりを確立する。
 - ア 計画的教育相談（定期）
 - イ チャンス相談（随時）

- ③ 教職員と外部専門家が情報を共有できる体制を整える。
 - ア 市教育委員会心理相談員との連携
 - イ スクールカウンセラーとの連携
 - ウ スクールソーシャルワーカーや民生児童委員等との連携
- ④ 児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。
 - ア いじめアンケート調査（毎月実施 経過観察）
 - イ Q-U調査（年2回実施 経過観察）
- ⑤ 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
 - ア 学校いじめ基本方針の周知
 - ・保護者会、学校評議員会、就学時健康診断等での説明
 - ・ホームページ、学校だよりへの内容掲載
 - イ いじめの相談・通報窓口の周知
 - ウ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携

4 いじめの早期解決に向けて

- (1) 早期解決のための認識
 - ① いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
 - ② いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- (2) 早期解決のための対応
 - いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、市教育委員会に報告するとともに、心理や福祉等の外部専門家・関係諸機関とも連携をとる。
- (3) 児童・保護者への支援
 - ① いじめられている児童の保護者及びいじめている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
 - ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
 - ③ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの条件が満たされている必要がある。

○いじめに係る行為が相当の期間止んでいること

いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

○いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめられた児童及び保護者に対し、面談等により確認する。

- ④ いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤ 必要に応じて、いじめられた児童の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- ⑥ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑦ いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。
- (4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
 - ① いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
 - ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
 - ③ いじめを止めない限り、観衆も傍観者もいじめる側に入ることを認識させる。
 - ④ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気をもつように伝える。
- (5) ネットいじめへの対応
 - ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、市教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

- ② 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) 外部専門員及び関係機関との連携
 - ① 市教育委員会に報告する。
 - ② いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。
 - ③ 必要に応じて、児童相談所、人権擁護機関、医療機関等との連携を図る。
- (7) 解決後の継続的な指導・援助に向けて
 - ① 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
 - ② 双方の児童及び周りの児童が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

法における重大事態

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害（※1）が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（※2）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※1 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、児童が自殺を企図した場合、心身に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などである。さらには、児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときとする。

※2 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日とする。また、左記の目安にかかわらず、一定の期間、連続して欠席しているときとする。

- (1) 市教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) いじめた児童に対する成長支援の観点から、いじめた児童が抱える問題を解決するための措置を講じる。
- (6) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (7) いじめ対策委員会（いじめ未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

6 取組の評価・見直し

- (1) 「学校組織としてのいじめの問題への取組」についての評価・改善
 - ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
 - ② 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等について評価する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針の見直し
 - ① 学校いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として見直しを行い、必要な措置を講じる。
 - ② 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているか点検し、基本方針の見直し、改善を行う、PDCAサイクルの確立を図る。